

# ネーミングライツ導入指針

令和6年10月  
あきる野市

## 目 次

1	趣旨	1
2	目的	1
3	ネーミングライツの概要	1
4	対象施設等	1
5	募集方法等	1
6	応募資格	2
7	愛称	2
8	ネーミングライツの対価及び費用負担の区分	3
9	選考方法	3
10	あきる野市ネーミングライツ・パートナー選考委員会の設置	3
11	ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表	3
12	協定の解除	4
13	その他	4
	ネーミングライツ導入手続きフロー図	5
	様式1-1 ネーミングライツ・パートナー応募申込書兼同意書	6
	様式1-2 別紙	7
	様式2 応募資格についての確約書	8
	様式3 優先交渉権者決定通知書	9
	様式4 第__順位者決定通知書	10
	様式5 ネーミングライツ・パートナー採用（不採用）通知書	11
	様式6 ネーミングライツ・パートナー協定解除通知書	12

## 1 趣旨

この指針は、市が所有する施設等（以下「施設等」という。）のネーミングライツの付与について、適切な導入を図るため、対象施設や募集の方法、応募者の選定方法等の基本的な考え方をまとめたものである。

## 2 目的

施設等に対するネーミングライツを導入し、その対価等を得ることにより、維持管理経費の一部とするなど、施設等の持続的な管理運営を行うための安定的な財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

## 3 ネーミングライツの概要

- (1) ネーミングライツとは、施設等に企業名や商品名等を冠する愛称を命名する権利及びこれに付帯する権利をいい、ネーミングライツを取得した団体等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）との協定により、その対価を得て、維持管理など、施設等の持続的な管理運営を図り、市民サービスの向上に資するものである。
- (2) 施設等に愛称を命名する権利に付帯する権利とは、看板やチラシ、ウェブページなどの媒体を通して愛称を周知、広報する権利や当該施設に広告を掲出する権利などをいい、その内容は施設の性格等に応じて、それぞれの協定で定める。
- (3) ネーミングライツにより市が得た対価については、原則として当該施設の維持管理・運営の経費に充てるものとする。
- (4) ネーミングライツ導入後、市は命名された愛称を積極的に使用するものとする。ただし、市の条例等で定められている施設名称を変更するものではない。
- (5) ネーミングライツは、施設の所有権、経営権などには影響を与えないものとする。また、ネーミングライツを第三者に譲渡又は貸与することはできない。

## 4 対象施設等

ネーミングライツの対象施設は、不特定多数の者が利用する公共施設（文化施設、スポーツ施設、道路、公園など（一部でも可））とする。ただし、その設置や運営の目的、利用状況、指定管理者の意向等を考慮し、愛称を付すことに支障のない施設等に限るものとする。

## 5 募集方法等

- (1) ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募によるものとし、市ホームページや広報あきる野などにより広く周知する。
- (2) ネーミングライツ・パートナーの募集に当たっては、以下のいずれかの方法により行う。いずれの方法においても、募集要項を作成し、公表するものとする。
  - ア 施設特定募集型  
市が選定した施設等のネーミングライツ・パートナーを募集する方法
  - イ 提案募集型  
団体等が施設を特定した提案を募集する方法
- (3) 市は、募集に当たり、団体等の概要を記載した書類又は登記事項証明書、決算書

類など、必要な書類の提出を求めるものとし、この旨を募集要項に明記するものとする。

(4) 募集要項で定める応募申込書には、次の事項を記載するものとし、施設等の特性に応じて必要な事項を加えるものとする。

ア 応募する団体等の名称、代表者名、所在地

イ 応募の趣旨

ウ 命名しようとする施設等の名称

エ 愛称案（英文表記がある場合はそれを含む。）及びその説明

オ ネーミングライツの付与の対価としての命名権料（年額）

カ ネーミングライツの付与の期間

キ 施設等の魅力・市民サービスの向上、地域活性化につながる提案

(5) 募集期間は、次のとおりとする。

ア 施設特定募集型は、原則30日以上とする。

イ 提案募集型は、通年募集とする。なお、提案後に原則30日以上の告知期間を設けて、その間に他団体等が同一施設等に応募が出来るものとする。

## 6 応募資格

(1) ネーミングライツ・パートナーの応募資格を有する者は、法人格を有する団体、その他の団体又はそれらにより構成されたグループ（以下「団体等」という。）とする。ただし、次の事項に該当する団体等は、応募することができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するもの

イ あきる野市から指名停止の措置を受けているもの

ウ 住民税、法人税、消費税等を滞納しているもの

エ 会社更生法、民事再生法等により更正又は再生手続を開始しているもの

オ 団体等及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの

カ 公序良俗に反する事業を行うもの

キ 政治性又は宗教性のある事業を行うもの

ク その他、市長が不相当と認めるもの

## 7 愛称

愛称は、親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られるものとし、次のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツの対象としない。

(1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの

(6) 当該愛称の内容について市が推奨しているなど、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの

(7) その他、市長が愛称として使用することが適当でないと認めるもの

## 8 ネーミングライツの対価及び費用負担の区分

### (1) ネーミングライツの対価

施設特定募集型においては、対象施設の利用状況やメディアへの露出状況などを勘案するとともに、他自治体の事例などを参考として、募集の都度、命名権料の下限額（年額）を決定するものとする。

提案募集型においては、施設特定募集型の例にならって、命名権料の応募額が妥当であるか判断するとともに、施設等で利用可能な製品等やサービスの提供などが含まれる場合は、それらを含めて判断するものとする。

### (2) ネーミングライツの期間

原則5年以上とし、施設等の特性に応じて決定する。ただし、指定管理者制度を導入している（又は予定している）施設については、指定管理期間を考慮して適切な期間を設定するものとする。

### (3) 費用負担の区分

応募に要した費用、ネーミングライツ導入時（又は愛称の使用開始時）及び協定期間終了時における経費負担については、原則として、次のとおりとする。

ア 施設等に関する看板等の設置及び変更並びに協定期間終了後又は協定解除時の原状回復については、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。

イ 協定締結後に市が作成するパンフレット等の印刷物及び市ホームページ上の表示の変更は、市の負担とする。

## 9 選考方法

応募団体について、あきる野市ネーミングライツ・パートナー選考委員会において、応募資格、経営状況、愛称案、ネーミングライツの対価の内容などから、提案の総合的な判断を行い、適正なものであると判断する提案について順位を付し、最上位の順位者に優先交渉権を付与する。

なお、選考等の必要に応じて、応募した団体等に説明を求めるものとする。

## 10 あきる野市ネーミングライツ・パートナー選考委員会の設置

ネーミングライツの優先交渉権を付与する団体等（以下「優先交渉権者」という。）の選考や選考に関する事項の協議等を行うため、あきる野市ネーミングライツ・パートナー選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

## 11 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表

(1) 選考委員会での選考結果を踏まえ、応募団体に通知した後、優先交渉権者と協定内容の詳細について協議し、双方が合意に至った時点で協定を締結するものとする。また、合意の可能性がないと判断した場合は、優先交渉権者との協議を打ち切り、第2順位者との協議を開始することができるものとする。以降この例により、順次、下位順位者と協議を開始することができるものとする。

(2) 協定期間終了時に、ネーミングライツ・パートナーから協定継続の申出があったときは、当該ネーミングライツ・パートナーに優先交渉権を付与することができる

ものとする。この場合において、優先交渉権を付与するかどうかの判断は、選考委員会が行うものとする。

- (3) ネーミングライツ・パートナー決定後、速やかに当該団体等の名称、施設の愛称、命名権料、協定期間などを市ホームページ、広報あきる野などにより公表する。

## 1.2 協定の解除

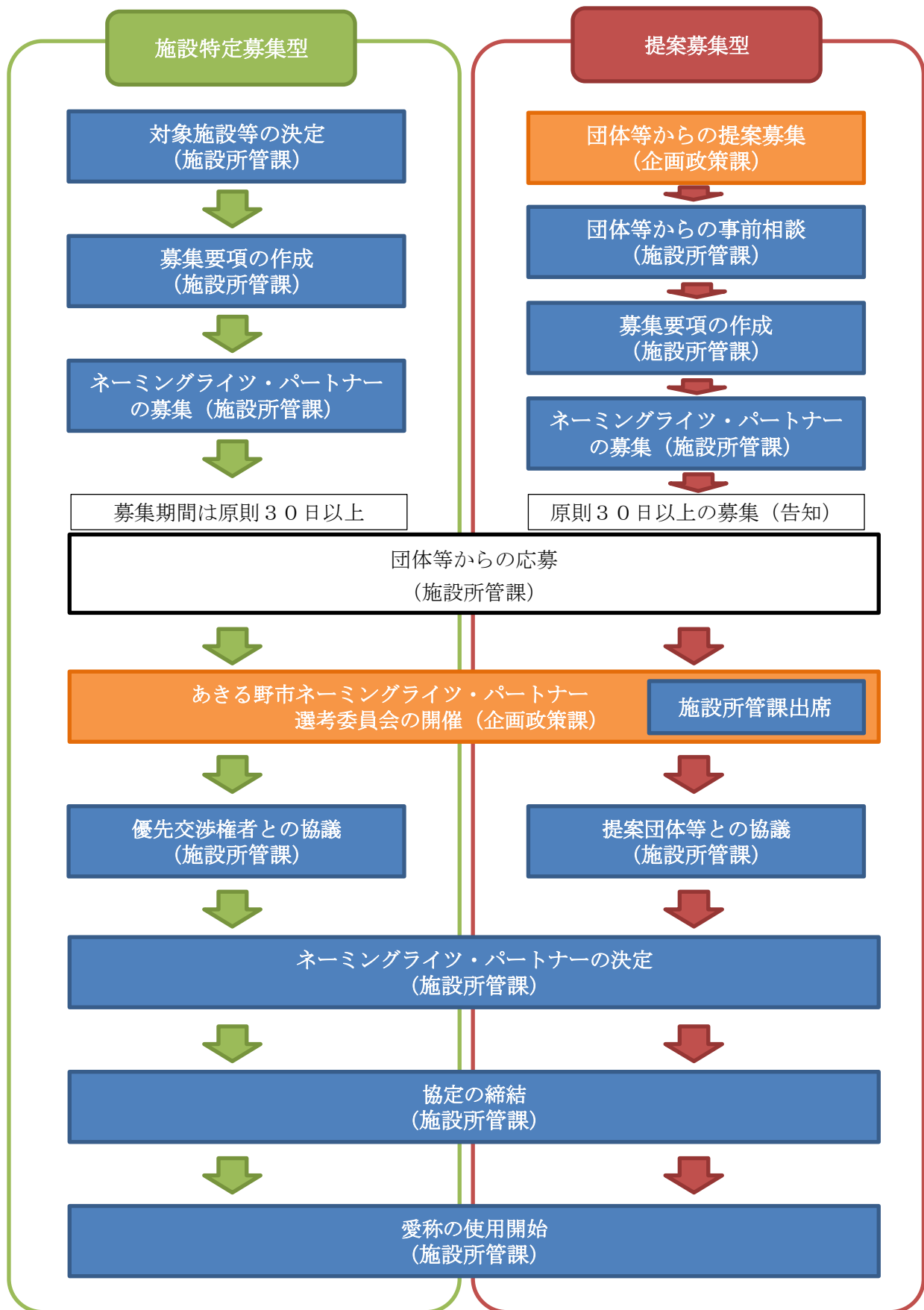
ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由により、当該施設等の愛称の使用が困難であると認められる場合には、市において協定を解除することができるものとし、ネーミングライツ・パートナーに通知する。

なお、協定を解除する場合において、それに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

## 1.3 その他

- (1) 10年を超えて、ネーミングライツ・パートナーである事業者等に対しては、長年にわたる市の施設運営や地域への貢献を称え、「永年貢献ネーミングライツ・パートナー」として表彰する。
- (2) ネーミングライツ・パートナーが設置する屋外への新たな看板（広告物）については、東京都屋外広告物条例の対象となり、手続きが必要となる場合があるため、ネーミングライツ・パートナー自身が、手続きの必要性などを確認し、対応する。

## ネーミングライツ導入手続きフロー図



様式 1-1

年 月 日

あきる野市長 殿

団体等の名称

所在地

代表者名



ネーミングライツ・パートナー応募申込書兼同意書

ネーミングライツ・パートナー募集要項に基づき、様式 1-2 のとおり応募します。  
また、あきる野市が市税納付状況調査等必要な調査を行うことに同意します。

(連絡先)

団体名

所在地

担当者氏名

電話番号

メールアドレス



1 応募する団体等	名称
	代表者名
	所在地（登記簿上の本店所在地）
2 応募の趣旨	
3 命名しようとする施設等の名称	
4 愛称案	
(英文名)	
愛称案の説明	
5 命名権料希望額 (年額)	年額 円（消費税等含む）
6 ネーミングライツ の付与の期間	
7 施設等の魅力・市民サービスの向上、 地域活性化につながる提案	
8 その他、施設等の 特性に応じた事項等	

様式2

年 月 日

あきる野市長 殿

団体等の名称  
所 在 地  
代 表 者 名




応募資格についての確約書

(応募者名) は、ネーミングライツ・パートナー募集要項の  
応募資格を満たしていることを確約します。

様式3

第 号  
年 月 日

様

あきる野市長 


優先交渉権者決定通知書

年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツ・パートナーについて、ネーミングライツ・パートナー募集要項に基づき審査した結果、優先交渉権者として決定したので、通知します。

様式 4

第 号  
年 月 日

様

あきる野市長 


第\_\_\_\_順位者決定通知書

年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツ・パートナーについて、ネーミングライツ・パートナー募集要項に基づき審査した結果、第\_\_\_\_順位者として決定したので、通知します。

様式5

第 号  
年 月 日

様

あきる野市長 

ネーミングライツ・パートナー採用（不採用）通知書

年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツ・パートナーについて、ネーミングライツ・パートナー募集要項に基づき審査した結果、次のとおり決定しましたので、通知します。


採用

不採用（理由 \_\_\_\_\_）

様式6

第 号  
年 月 日

様

あきる野市長 

ネーミングライツ・パートナー協定解除通知書

(施設名等) ネーミングライツ・パートナーの協定について、次の理由により解除します。

- 1 取消年月日 年 月 日
- 2 取消理由